

## 株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項)

2025 年 4 月 9 日

株式会社メドレー

2025年4月9日

株式交換に係る事前開示書類  
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づく開示事項)

東京都港区六本木六丁目10番1号  
株式会社メドレー  
代表取締役社長 瀧口 浩平

株式会社メドレー（以下「甲」といいます。）及びアクシスルートホールディングス株式会社（以下「乙」といいます。）は、2025年1月23日付で株式交換契約書を締結し、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社、効力発生日を2025年4月30日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1に記載のとおりです。

2. 交換対価についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2に記載のとおりです。

3. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）

(1) 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第193条第3号イ）

別紙3に記載のとおりです。

(2) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

(3) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

(i) 乙の株主の異動

甲は、2025年1月23日付で、近藤一馬氏、学校法人都築学園及びビーウィズ株式会社との間でそれぞれ株式譲渡契約を締結し、同月31日に乙の普通株式76.7%を取得しました（以下「本株式取得」といいます。）。

(ii) 甲、株式会社アクシス及びアクシスイノベーション株式会社との合併契約の締結

甲は、同年 2 月 20 日開催の取締役会において、本株式交換の効力発生を条件とし、同年 9 月 1 日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社とし、甲の連結子会社である乙、株式会社アクシス及びアクシスイノベーション株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を決議し、同年 2 月 20 日付で当該合併に係る合併契約を締結いたしました。当該合併の詳細については、同日付「子会社 2 社及び孫会社 2 社の吸収合併及び特別損失(抱合せ株式消滅差損)の計上に関するお知らせ」をご参照ください。なお、当該合併契約は、甲の同年 3 月 25 日開催の株主総会において、承認されました。

(iii) 乙の株式の併合及び端数相当株式の売却等

乙は、2025 年 3 月 6 日開催の臨時株主総会決議に基づき、同月 7 日付で乙の普通株式 170,000 株を 1 株とする株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施しました。

乙は、本株式併合によりその保有する乙の普通株式が 1 株に満たない端数となった株主に対して代金を交付することを目的として、同月 13 日付で、当該端数部分を併せた乙普通株式 2 株を甲に売却することに関して、会社法第 235 条第 2 項及び同第 234 条第 2 項に基づき端数相当株式任意売却許可の申立てを行いました。同許可の申立てについては、同月 25 日付で許可決定がなされたため、乙は、甲により支払われる売却代金を原資として、アルフレッサ株式会社(以下「アルフレッサ」といいます。)を除く本株式併合前の株主に対して代金(各株主が保有していた乙の普通株式の数に 3,484.32055749 円を乗じた金額に相当する金銭(小数点以下第 1 位を四捨五入))の交付を行う予定です。

5. 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 193 条第 4 号イ)

(1) 株式会社 ASFON TRUST NETWORK の株式の取得(子会社化)

甲は、2024 年 11 月 15 日に、永森太郎氏との間で、株式会社 ASFON TRUST NETWORK(以下「ASFON TRUST NETWORK」といいます。)の発行済株式の全ての譲渡に係る株式譲渡契約を締結した上で、2025 年 1 月 6 日に、当該株式を取得しております。これにより、ASFON TRUST NETWORK は甲の完全子会社となっております。当該株式の取得の詳細については、甲の 2024 年 11 月 14 日付「株式会社 ASFON TRUST NETWORK の株式の取得(子会社化)に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 株式会社メディパスの株式の譲渡(連結子会社の異動)

甲は、2024 年 11 月 20 日に、株式会社メディパスホールディングスとの間で、株式会社メディパス(以下「メディパス」といいます。)の発行済株式の全ての譲渡に係る株式譲渡契約を締結した上で、2025 年 1 月 6 日に、当該株式を譲渡しております。これにより、メディパスは、甲の連結子会社から除外されております。当該連結子会社の異動の詳細については、甲の 2024 年 11 月 20 日付「連結子会社の異動(株式譲渡)のお知らせ」をご参照ください。

(3) 乙の子会社化及びアルフレッサとの業務資本提携契約の締結

甲は、本株式取得により、2025年1月31日に乙の普通株式の76.7%を取得しております。

また、乙の株式について、甲及びアルフレッサのみが普通株式を保有することとなるよう、乙は、同年3月6日開催の臨時株主総会決議に基づき、同月7日付で乙の普通株式170,000株を1株とする本株式併合を実施しました。甲は、本株式併合によりその保有する乙の普通株式が1株に満たない端数となった株主に対して代金（各株主が保有していた乙の普通株式の数に3,484.32055749円を乗じた金額に相当する金銭（小数点以下第1位を四捨五入））を交付することを目的として、乙との間で、同月6日付で、端数部分を併せた乙の普通株式2株を金14億8,432万556円で取得する旨の株式譲渡契約書を締結しました（以下「本株式譲渡契約」という。）。本株式譲渡契約による株式売却に関して、乙が同月13日付で端数相当株式任意売却許可の申立てを行ったところ、同月25日付で同許可の決定がなされたため、甲は、乙の普通株式2株を取得し、その売却代金として金14億8,432万556円の支払い（なお、そのうち2億1,498万2,578円については、甲の保有していた乙の普通株式に係る端数部分に係る代金のため相殺処理がなされる予定です。）を行う予定です。さらに、甲は、同年1月23日に、同年4月30日を効力発生日として、アルフレッサとの間で業務資本提携契約を締結しております。当該株式取得、及び業務資本提携契約の詳細につきましては、甲の同年1月23日付「アクシスルートホールディングス株式会社の株式取得（子会社化）及び簡易株式交換による完全子会社化並びにアルフレッサ株式会社との業務資本提携契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

(4) 株式会社オフショア及び株式会社グッピーズとの合併契約の締結

甲は、2025年2月14日開催の取締役会において、同年4月1日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社とし、甲の完全子会社である株式会社オフショア及び株式会社グッピーズを吸収合併消滅会社とする吸収合併を決議し、同年2月14日付で当該合併に係る合併契約を締結いたしました。当該合併の詳細については、甲の同日付「完全子会社2社の吸収合併及び特別損失（抱合せ株式消滅差損）の計上に関するお知らせ」をご参照ください。なお、当該合併契約は、甲の同年3月25日開催の株主総会において、承認されました。

(5) 自己株式の取得

甲は、2025年2月14日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項を決議しております。当該自己株式取得の詳細は、甲の同日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」、同年3月3日付「自己株式の取得状況（途中経過）に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」、同月7日付「（訂正）自己株式の取得状況（途中経過）に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」の一部訂正について、及び同月7日付「自己株式の取得状況及び取得終了に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」をご参照ください。

(6) 株式会社パシフィックメディカルとの合併契約の締結

甲は、2025年2月20日開催の取締役会において、同年9月1日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社とし、甲の完全子会社である株式会社パシフィックメディカルを吸収合併消滅会社とする吸収合併を決議し、同年2月20日付で当該合併に係る合併契約を締結いたしました。当該合併の詳細については、同日付「子会社2

社及び孫会社 2 社の吸収合併及び特別損失（抱合せ株式消滅差損）の計上に関するお知らせ」をご参照ください。なお、当該合併契約は、甲の同年 3 月 25 日開催の株主総会において、承認されました。

- (7) 乙、株式会社アクシス及びアクシスイノベーション株式会社との合併契約の締結  
甲は、2025 年 2 月 20 日開催の取締役会において、本株式交換の効力発生を条件とし、同年 9 月 1 日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社とし、甲の連結子会社である乙、株式会社アクシス及びアクシスイノベーション株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を決議し、同年 2 月 20 日付で当該合併に係る合併契約を締結いたしました。当該合併の詳細については、同日付「子会社 2 社及び孫会社 2 社の吸収合併及び特別損失（抱合せ株式消滅差損）の計上に関するお知らせ」をご参照ください。なお、当該合併契約は、甲の同年 3 月 25 日開催の株主総会において、承認されました。
  - (8) 自己株式の処分  
甲は、2025 年 2 月 20 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式として自己株式の処分を行うことを決議しております。当該自己株式の処分の詳細については、甲の同日付「従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。
  - (9) 自己株式の取得  
甲は、2025 年 3 月 10 日付の取締役会決議において、自己株式取得に係る事項を決議しております。当該自己株式取得の詳細は、甲の同日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」、及び同年 4 月 1 日付「自己株式の取得状況（途中経過）に関するお知らせ（会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」をご参照ください。
  - (10) 自己株式の処分  
甲は、2025 年 3 月 25 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式として自己株式の処分を行うことを決議しております。当該自己株式の処分の詳細については、甲の同日付「取締役等に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。
6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務（会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者は存しないため、該当事項はありません。

以 上

別紙 1 (株式交換契約書)

(添付のとおり)

## 株式交換契約書

株式会社メドレー（以下「甲」という。）及びアクシスルートホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、2025年1月23日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

### 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- 甲：株式交換完全親会社  
（商号）株式会社メドレー  
（住所）東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー13F
- 乙：株式交換完全子会社  
（商号）アクシスルートホールディングス株式会社  
（住所）東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

### 第3条（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

- 甲は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式の総数に158,718を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
- 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、前項の方法により算出される株式交換比率を乗じて得た数の甲の株式158,718株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
- 甲が前項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

### 第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

### 第5条（効力発生日）

- 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年4月30日とする。

2. 本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

#### **第6条（株主総会決議）**

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本契約に関する会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定に基づき甲の株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項本文の規定により、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本株式交換を行う。

#### **第7条（会社財産の管理等）**

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うとともに、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

#### **第8条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）**

本契約締結日から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本株式交換の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### **第9条（本株式交換の効力）**

以下の各号に該当する場合、本契約は追加の措置又は行為を要することなくその効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに、乙の株主が甲及び本割当対象株主のみとなることを目的とした株式併合が実行されない場合
- (2) 効力発生日の前日までに、前号に定める株式併合により端数が生じた乙の株主に対して、会社法第235条及び第234条第2項乃至第5項その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合计数に相当する乙株式を甲又は乙に売却することによって得られる金銭が交付されない場合
- (3) 効力発生日の前日までに、本株式交換に必要な事項に関する決議がなされない場合
- (4) 前条に従い本契約が解除された場合

**第10条（準拠法及び管轄裁判所）**

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**第11条（協議事項）**

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2025年1月23日

甲： 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号六本木ヒルズ森タ  
ワー13F  
株式会社メドレー  
代表取締役社長 CEO 瀧口 浩平



乙： 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号  
アクシスルートホールディングス株式会社  
代表取締役 近藤 一馬





## 別紙2（交換対価についての定め相当性に関する事項）

甲は、本株式交換に関して、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関して、次のように判断しております。

### ① 割当ての内容の根拠及び理由

甲は、本株式交換に用いられる株式交換比率の検討に際して、その公平性・妥当性を確保するため、甲及び乙から独立した第三者算定機関である宮口 M&A アドバイザリー株式会社（以下「宮口 M&A アドバイザリー」といいます。）を選定のうえ、乙の株式価値の算定を依頼することとしました。

甲は、宮口 M&A アドバイザリーによる本株式取得にかかる乙の株式価値の算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し等の要因を総合的に勘案し、甲及び乙との間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に下記②「算定に関する事項」の株式交換比率が、両社の株主にとって不利益なものでなく、妥当であるとの判断に至り合意しました。

### ② 算定に関する事項

甲の株式価値については、甲が東京証券取引所プライム市場に上場しており、また、市場株価は日々変動することから、一時点の株価終値だけではなく過去の平均株価も考慮するため、市場株価法（2025年1月22日を算定基準日とし、算定基準日以前の1ヶ月間の各取引日の終値の単純平均値に基づき算定）により、1株あたり3,732円を採用することにいたしました。

これに対し、乙の株式価値については、乙が非上場会社であることを勘案し、宮口 M&A アドバイザリーによる本株式取得にかかる株式価値の算定結果を踏まえ、1株あたり592,334,495円（注1）としました。なお、宮口 M&A アドバイザリーは、アクシスルートホールディングスの株式価値の算定に際して、将来の事業活動の成果を企業価値評価に反映させるため DCF 法を採用して算定を行っております。

上記の結果、甲の普通株式の1株当たり株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は158,718です。

（注1）アクシスルートホールディングスの1株当たり株式価値の算定においては、株式併合による株式数の減少を考慮しております。

別紙3（株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

（添付のとおり）

## 事業報告

2023年3月1日から  
2024年2月29日まで

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号  
アクシスルートホールディングス(株)  
代表取締役 近藤 一馬

### 1. 会社の現況

#### (1) 事業の経過およびその成果

当社グループは、当社及び連結子会社2社(株式会社アクシス、アクシスイノベーション株式会社)で構成しています。当社グループは、「健康寿命を支える事業を創出する」をパーパス(存在意義)として定義し、医療領域へ最先端のIT技術の導入により、調剤薬局の業務効率化及び患者の円滑な受療を支援するサービスであるMedixsシリーズ(Medixs薬歴、Medixsレセコン)等を提供する医療事業と、医科向け電子カルテや健康診断予約管理、小売業における在庫管理等のシステム開発及び運用等を行うソリューション事業を展開しております。

当社グループは調剤薬局店のDX化(注1)、在宅医療連携や医薬連携を通じて、医療従事者間のネットワークを広げ地域包括ケアシステム(注2)の推進に貢献するとともに、予防医療、未病対策などの活用のために、蓄積される様々なデータを提供することで、未来を生きる人々にバトンをつないでまいります。具体的には、当社グループは、Medixsシリーズを導入した調剤薬局より取得可能な医療データ(患者情報、医療機関情報、調剤情報、服薬情報など)を匿名加工情報(注3)にし、製薬企業や医療機関等に提供することで予防医療、未病対策、医療費削減、医薬品開発等、医療の発展につながる事が可能であると考え事業展開を推進しております。

以上の結果、売上高403百万円、営業利益82百万円、経常利益82百万円、当期純利益53百万円となりました。

- (注) 1. デジタル技術を活用して組織の業務プロセスを改善すること。当社グループでは、調剤薬局店の薬歴簿や、レセコンを「クラウド」で提供することにより、「紙」や「オンプレミス」に依存する従来型の業務プロセスからの改善を図ります。
2. 行政、調剤薬局、病院・クリニック、訪問看護、介護施設・相談所・ケアマネージャー等の多職種が連携することで、患者を地域で支える、という国が提唱する医療の形。
3. 個人情報保護法に沿って、Medixsシリーズの利用規約に個人と特定できない匿名加工情報に加工したものを外部提供することに承諾することを定め、その合意を得ている調剤薬局店の情報を、匿名加工情報に加工し、データ提供。

#### (2) 設備投資の状況

当事業年度において、経常的な設備の除却又は売却を除き、重要な設備の除却又は売却はありません。

#### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社並びに事業展開している連結子会社が対処すべき課題は以下のとおりです。

- ① 「Medixs薬歴」の販売拡大
- ② 「Medixsレセコン」及び「Medixs在庫管理」及び「データ利活用」等の新サービスの展開
- ③ ソリューション事業の確立
- ④ 人材の採用・教育体制の構築
- ⑤ コンプライアンス及びガバナンスに係る体制の強化

#### (5) 財産および損益の状況の推移

区分	第13期 (2021年2月期)	第14期 (2022年2月期)	第15期 (2023年2月期)	第16期 (2024年2月期) (当事業年度)
売上高(千円)	948,457	757,590	389,280	403,440
経常利益または 経常損失(△)(千円)	59,357	△12,240	72,367	82,694

当期純利益または 当期純損失(△)(千円)	40,285	△13,434	48,979	53,058
1株当たり 当期純利益(円)	18.97	△6.33	23.50	22.73
総資産(千円)	752,203	376,167	986,383	937,928
純資産(千円)	207,297	173,933	729,477	782,535

- (注)1. 第14期及び第15期の売上高が大幅に減少しているのは、2021年9月1日付で、新設分割により設立した子会社の株式会社アクシスに当社の主要事業であった医療事業を移管、また、吸収分割により子会社のアクシスイノベーション株式会社に当社のソリューション事業を移管し、当社は事業会社から持株会社に移行したことによるものであります。よって、第14期においては、2021年3月1日から8月31日までの6か月間は医療事業及びソリューション事業による売上高であり、2021年9月1日から2022年2月28日までの6か月間は持株会社による売上高であります。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を除く期中平均株式数にて算出しております。
3. 2023年12月26日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- 1 親会社の状況  
該当事項はありません。
- 2 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
(株)アクシス	10,000千円	100.0%	医療システム開発・販売
アクシスイノベーション(株)	10,000千円	100.0%	ソフトウェア開発

(注) 2023年3月1日を効力発生日として、株式会社アクシスを吸収合併存続会社、当社の完全子会社であった株式会社アクシスメディコを吸収合併消滅会社とする組織再編を実施しております。

- 3 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

グループ全体の経営方針策定および経営管理等

(8) 主要な事業所(2024年2月29日現在)

本社: 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

(9) 使用人の状況(2024年2月29日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15名(-)	3名(-)	37.6歳	2.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に期末現在の人数を記載しております。

(10) 主要な借入先の状況(2024年2月29日現在)

借入先	借入金残高
(株)三菱UFJ銀行	29,199千円
(株)りそな銀行	67,659千円

(注) (株)りそな銀行の借入額には私募債5,000千円を含めております。

## 2. 株式の状況(2024年2月29日現在)

- (1) 発行済株式の総数 2,334,500株(自己株式500株を除く)  
(2) 株主数 67名(自己株式を除く)  
(3) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	株	%
近藤 一馬	1,521,700	65.18
アルフレッサ(株)	170,000	7.28
学校法人都築学園	165,000	7.07
グローバルセキュリティエキスパート(株)	70,000	3.00
ビーウィズ(株)	70,000	3.00
川野 尚吾	64,000	2.74
北島 雄吾	35,000	1.50
北瀬 和馬	30,000	1.29
西條 央至	29,800	1.28
直野 隆介	28,500	1.22

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。また、記載単位未満の端数を四捨五入して計算しております。

- (4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年11月30日開催の取締役会決議に基づき、2023年12月26日付で株式分割を行っています。

#### ① 目的

当社株式の流動性の向上することを目的のためであります。

#### ② 分割の方法

2023年12月25日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき10株の割合をもって分割しています。

#### ③ 分割により増加する株式数

分割前の発行済株式総数	233,500株
分割により増加する発行済株式総数	2,101,500株
分割後の発行済株式総数	2,335,000株

#### ④ 分割の日程

基準日	2023年12月25日
効力発生日	2023年12月26日

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

1 第4回新株予約権(2020年2月1日発行)

(1) 新株予約権の数

3,300個(新株予約権1個につき10株)

(2) 新株予約権の発行価額

無償

(3) 新株予約権の行使価格

1個あたり8,850円

(4) 新株予約権の行使期間

2022年2月1日から2027年1月31日

(5) 新株予約権の行使の条件

i 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時までに禁固以上の刑に処されていないこと、及び所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出していないことを要する。

ii 新株予約権者は権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、従業員の地位を保有していることを要する。

iii 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

iv 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名称	個数	保有者数
取締役	第4回新株予約権	250個	1名
監査役	第4回新株予約権	150個	1名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等(2024年2月29日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	近藤 一馬	社長
取締役	今村 博信	グループ経営管理部 部長
取締役	川野 尚吾	(株)アクシス代表取締役
取締役	石谷 伊左奈	イサナドットネット(株) 代表取締役 合同会社石谷 代表社員 (株)インターテック 取締役 ナッジ(株) 取締役
取締役	中嶋 淳	アーキタイプグループ(株) 代表取締役 アーキタイプベンチャーズ(株) 代表取締役 データセクション(株) 取締役 (株)ソニックス 取締役
取締役	勝間 和代	(株)監査と分析 取締役 (株)オフィスコスモポリタン 取締役 中央大学大学院戦略経営研究科 客員教授
監査役	上枝 誠司	(株)アクシス 監査役 アクシスイノベーション(株) 監査役
監査役	安田 憲生	安田憲生公認会計士事務所 代表 (株)フィックスポイント 監査役 WizBiz(株) 監査役 AQUAVIE(株) 監査役
監査役	佐々木 通博	(株)タイトー 監査役 (株)ラック 取締役

- (注) 1. 取締役石谷伊左奈氏、中嶋淳氏、勝間和代氏は社外取締役であります。  
2. 監査役安田憲生氏、佐々木通博氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役安田憲生氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

##### (2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

- 1 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項  
当社は職務内容、経験・能力等を総合的に勘案して取締役の個人別の報酬を決定します。
- 2 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項  
2022年5月10日開催の第14回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額100,000千円以内、監査役の報酬限度額を年額20,000千円以内と決議いただいております。
- 3 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項  
当社においては、2022年5月10日開催の取締役会の委任決議に基づき代表取締役近藤一馬が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。
- 4 取締役および監査役の報酬等の総額等

	支給人数	報酬等の総額
取締役	6名	52,100千円
(うち社外取締役)	(3名)	(3,600千円)
監査役	3名	11,900千円
(うち社外監査役)	(2名)	(3,600千円)
合計	9名	64,000千円
	(5名)	(7,200千円)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

##### (3) 社外役員に関する事項

- 1 社外役員の重要な兼職先との関係  
該当事項はありません。
- 2 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況及び発言状況
----	----	------------

取締役	石谷 伊左奈	当事業年度開催の取締役会 16 回のうち 16 回 (100%) に出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。
取締役	中嶋 淳	当事業年度開催の取締役会 16 回のうち 16 回 (100%) に出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。
取締役	勝間 和代	当事業年度開催の取締役会 16 回のうち 16 回 (100%) に出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。
監査役	安田 憲生	当事業年度開催の取締役会 16 回のうち 15 回 (93%) に出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。
監査役	佐々木 通博	当事業年度開催の取締役会 16 回のうち 16 回 (100%) に出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。

## 5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

業務の適正を確保するために、内部統制システムの構築に係る基本方針制定を2022年1月11日開催の取締役会において決議いたしました。その内容は、以下のとおりであります。

- 1 内部統制システムに関する基本方針
  - (1) 当社グループは、「法令の遵守」、「資産の保全」、「有効かつ効率的な事業運営」、及び「財務報告における信頼性の確保」を目的に、全社的な取組みとして内部統制システムに係る体制の整備を行う。
  - (2) 代表取締役は、業務執行の最高責任者として内部統制の整備・運用について責任を負う。
- 2 内部統制システムに関する体制の整備
  - (1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - i 当社グループは、企業理念を実現するため、行動指針を定める。
    - ii 当社グループは、リスク・コンプライアンス規程を定め、職務の執行にあたり適切なリスク管理及びコンプライアンスの徹底に努める。
    - iii 当社グループは、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの現状把握を行うとともに啓発活動や研修等の実施により、コンプライアンスの徹底に務める。
    - iv 当社グループは、内部監査規程を定め、内部監査を実施する。
    - v 当社グループは、社内相談窓口及び顧問弁護士による社外相談窓口を設置し、内部通報を広く受け付けることにより、コンプライアンスの徹底に務める。
  - (2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社グループは、文書管理規程を定め、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録、保管、保存し、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できる体制を構築する。
  - (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社グループは、リスク・コンプライアンス規程に基づき、事業活動上の様々な損失の危機の管理に務め、リスク・コンプライアンス委員会を設置してリスクの評価及び対応策のとりまとめを行う体制を構築する。
  - (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - i 取締役会規程に基づき毎月1回開催される取締役会で経営上の重要な意思決定を行うとともに、職務の執行状況等について定期的な報告を行う。
    - ii 「職務権限規程」等社内規程を整備し、意思決定を迅速化するとともに、権限・責任の所在を明確にする。
  - (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
    - i 「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督する。
    - ii 子会社の経営上の重要な意思決定については、重要度に応じ、当社取締役会の事前承認又は当社取締役会に対する報告を要するものとする。
    - iii 内部監査担当者は「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を行う。
    - iv 監査役は「監査役監査基準」に基づき、取締役及び使用人から子会社管理の状況について報告または説明を受け、関係資料の閲覧を行うものとする。
  - (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
    - i 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役がその職務を補助する使用人を配置する。
    - ii 当該補助使用人に対する監査役からの指示については、取締役並びに所属部門長からの指揮命令を受けないこととする。
    - iii 当該補助使用人の人事異動、考課並びに懲戒処分に対しては監査役の同意を得るものとする。
  - (7) 取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制  
取締役及び使用人は、法令に定められた事項、その他当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及びコンプライアンスに関する事項について、速やかに監査役に報告をし、監査役から業務執行等について報告を求められたときは、速やかに報告をする。
  - (8) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役へ報告や相談を行った者に対して、不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を規程等に明記し、取締役及び使用人に周知徹底する。
  - (9) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用は会社が実費負担する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が重要な会議に出席できる体制を整備し、取締役との会合や使用人との面談、内部監査室及び会計監査人との連携がはかられる体制を確保する。

(11) 反社会的勢力の排除

- i 当社グループは、反社会的行為への関与を禁止し、反社会的勢力及び団体に対し一切の関係を遮断するとともに、反社会的活動を助長するような行為を行わない。
- ii 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携を図る体制を整備する。

(12) 財務報告の適正性確保体制

- i 当社グループは、金融商品取引法で求められる財務報告の適正性を確保するため、業務ルールや文書化等所要の内部統制体制を整備・運用する。新たなリスクが認識された場合や当該体制に不具合や不備が発見された場合には、すみやかに改善を図る。
- ii 当社グループは、独立性の高い内部監査部門を設置し、日常の業務監査等を通じて各部門における統制活動の実態を把握・検証し、グループ全体にわたる財務報告に係る内部統制機能の実効性を確保する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主に対する利益還元を経営上の重要施策であると認識しています。一方で、高い成長を持続することにより株主に報いることも重要な経営課題であり、事業展開のための内部留保も進めていく必要があると考えています。当社は、成長につながる内部留保を優先し、これまでに配当を行っておらず、今後も当面の間、内部留保の充実を進める方針です。将来的には、各期の業績、財務体質を勘案しつつ利益還元を検討していく方針ですが、現時点においては、配当の可能性及びその時期については未定です。

以上

# 決算報告書

(第 16 期)

自 2023 年 3 月 1  
日至 2024 年 2  
月 29 日

アクシスルートホールディングス株式会社

東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 1 号  
飯野ビルディング 9 階



# 損 益 計 算 書

自 2023年 3月 1日 至 2024年 2月29日

アクシスルートホールディングス株式会社

(単位：円)

科 目	金 額	
<b>【売上高】</b>		
経営指導料	68,160,000	
業務委託費	311,280,000	
ロイヤリティ	24,000,000	
売上高合計		403,440,000
売上総利益		403,440,000
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		320,745,823
営業利益		82,694,177
<b>【営業外収益】</b>		
受取利息	1,299,990	
為替差益	142,084	
雑収入	35,920	
営業外収益合計		1,477,994
<b>【営業外費用】</b>		
支払利息	1,488,557	
社債利息	29,353	
営業外費用合計		1,517,910
経常利益		82,654,261
特別利益合計		0
特別損失合計		0
税引前当期純利益		82,654,261
法人税、住民税及び事業税	28,732,581	
法人税等調整額	863,226	
法人税等合計		29,595,807
当期純利益		53,058,454

# 株主資本等変動計算書

自 2023 年 3 月 1 日 至 2024 年 2 月 29 日

アクシスルートホールディングス株式会社

(単位：円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	306,508,750	289,938,750	289,938,750	133,053,128	133,053,128	△23,400
当期変動額						
当期純利益				53,058,454	53,058,454	
当期変動額合計	0	0	0	53,058,454	53,058,454	0
当期末残高	306,508,750	289,938,750	289,938,750	186,111,582	186,111,582	△23,400

	株主資本	純資産合計
	株主資本 合計	
当期首残高	729,477,228	729,477,228
当期変動額		
当期純利益	53,058,454	53,058,454
当期変動額合計	53,058,454	53,058,454
当期末残高	782,535,682	782,535,682

# 個別注記表

自 2023年 3月 1日 至 2024年 2月 29日

アクシスルートホールディングス株式会社

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券の評価基準及び評価方法

##### ア その他有価証券

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

##### イ 関係会社株式

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産

##### 建物附属設備

定額法を採用しております。

##### 工具器具及び備品

定率法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社の主な収益は、子会社から受け取る経営指導料、業務委託費、ロイヤリティであります。

経営指導料及び業務委託費は、子会社に対し契約に応じた経営・企画等の指導を行っており、また運営管理業務全般を受託しております。当該サービスの経済的便益は契約期間にわたり等しく提供されることから、時の経過によって測定される履行義務の充足に伴って、収益を認識しております。ロイヤリティに係る収入については、子会社との契約に基づく契約期間にわたり、商標権等を使用許諾する履行義務を負っています。そのため、契約期間にわたって履行義務が充足されるものと判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

## 2. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式（発行済株式） 2,335,000株

### (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式（自己株式） 500株

### (3) 当事業年度末における発行している新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式 33,000株

# 監査報告書

私たち監査役は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、常勤監査役が当該子会社の監査役を兼務することにより経営管理の状況を把握しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024年4月23日

アクシスルートホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 上枝 誠司

監査役 安田 憲生

監査役 佐々木 通博